

大阪大学大学院高等司法研究科「技術知的財産法」第10回(情報技術分野(1)) 事前配布資料

担当：椿 豊 (弁理士)

テーマ：「情報技術分野において、そもそも特許法の保護対象である、『発明』といえるためには、どのような要件が必要となるか」

授業の前に、以下の事項に関して、検討してください。

(1) 特許法は、「発明」を保護対象としており(特許法第1条)、「発明」の定義としては、特許法第2条第1項で、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」と定義されています。

情報技術の分野その他の分野における以下のものは、特許法の保護対象である、『発明』といえるか検討しなさい。

- ① 新しい情報処理を行なうCPU
- ② プログラムを記録したCD-ROM
- ③ インターネットからダウンロードする表計算プログラム
- ④ 新しいネットゲームの方法
- ⑤ インターネットで公開する小説
- ⑥ ネットでダウンロードする音楽(m p 3ファイルなど)

(2) 添付の特許公報(特許出願公告平5-57595号)を読み、特許請求の範囲に記載されたものは、特許法の保護対象としてふさわしいか、考察しなさい。

(3) 添付の、H11. 5.26 東京高裁 平成 09(行ケ)206 特許権 行政訴訟事件の判決文を読み、

- ① 本件訴訟の原告は誰か、
- ② 本件訴訟の被告は誰か、
- ③ 原告は、どのような状況に不服があり訴訟を提起したのか、
- ④ 争点は何か、
- ⑤ 裁判所の判断は妥当と思うか(あなたが敗訴した当事者であれば上告を考えるか)、
について検討しなさい。

(4) 下記は、上記特許に関連する特許のWebニュースである。

(<http://www.toyosu.com/ura2003.html#1> . カラオケ特許は有効か (update) より)

「1. カラオケ特許は有効か

日経新聞他より。ビデオカラオケの歌詞の色を順次変更して進行状況を示す特許について、特許管理会社リコスがタカラや第一興商相手に損害賠償を請求している。これに対してタカラが請求した特許無効審判は、訂正請求の結果特許維持の認容審決となっている。タカラは審決取消訴訟を提起した結果、今回審決が取り消された。先行技術は、1920年代のトーキー時代の字幕技術というから凄い。

情報元および関連情報：

・「株式会社タカラに対し、特許侵害訴訟を提起」株式会社リコス・プレスリリース（2003年7月11日）

<http://www.ricos.jp/pr071003.htm>

=====

... 対象になっている特許権は、特許第3031538号「歌唱個所指示方法」（平成14年3月17日満期）です。これはカラオケ装置の伴奏に伴う歌詞表示の色変わりに関するもので、伴奏に合わせて歌詞を歌うために、文字情報としてあらかじめ記録された歌詞の文字を表示器の画面に表示しておき、この文字情報と同期するようにあらかじめ記録された音声情報からの伴奏の進行に伴って、この文字情報としての歌詞の歌うべき文字の色を変化させることを特徴とする歌唱個所指示方法です。

... 株式会社リコスは、知的財産権（工業所有権及び著作権）の取得及び管理とこれらに付帯する一切の業務を行う会社です。

・特許第3031538号「歌唱個所指示方法」

訂正後の特許請求の範囲は以下の通り。なお出願人は東芝EMI。

『伴奏に合わせて歌詞を歌うために、文字情報としてあらかじめ記録された歌詞の文字を表示器の画面に表示しておき、この文字情報と同期するようにあらかじめ記録された音声情報からの伴奏の進行に伴って、この文字情報としての歌詞の歌うべき文字の色を変化させることを特徴とする歌唱個所指示方法。』

・東京高裁平成11年5月26日判決 平成9年行ケ206号（特許権 行政訴訟事件）

こちら東芝EMIが出願した同様技術のビデオ記録媒体に関する発明が争われ、29条1項柱書の要件を具備しないとされた無効審決を高裁が取り消した。

『歌うべき曲の伴奏となる音声情報と、該曲の歌詞となる文字情報および映像情報とが記録されたビデオ記録媒体において、前記文字情報のうちの前記音声情報の進行に伴った歌うべき文字の色を上記文字情報に着色を行う色調変化器によって異ならしめて記録したことを特徴とするビデオ記録媒体。』

また、下記は日本経済新聞（2005年6月11日）の抜粋である。

経済産業省は来春をメ
ドに、コンピュータの
プログラムなどにかかる
「ソフトウェア特許」の
乱用を抑えるための指針
を作る。一部の企業がソ
フト開発に不可欠な基盤
技術の特許を独占し、他
の企業の技術開発を不当
に妨げることを防ぐ。

特許法に詳しい学識経
験者や大手電機メーカー
で構成する研究会を十三

ソフト特許 乱用許さず

経産省、来春メド指針

目に発足させる。特許庁
からも参加を求めてソフ
トウェア特許に関する問
題点を検討。特許を保有
する企業に対し、誰もが
必要と認める基盤技術は
安い料金で広く開放する
よう求める。

指針の順守を強制すれ
ば現状では知的財産権の
侵害となる可能性もあ
り、技術開発を促進する
業界ルールとして採用を

基盤技術、開放求める

呼びかける。将来的には
特許法のソフトウェア分
野に関する運用基準の見
直しなども検討する。

特許で守られた技術を
応用して新しい商品を開
発する際には、特許権を
持つ企業の許諾を得る必
要がある。

もし許諾が得られなけ
れば製品化を断念せざる
をえない。ソフトウェア
は先行技術の積み重ねが

強く、一部の企業が特許
を盾に技術の供与を拒め
ば、新しい技術の開発は
難しくなる。

このため指針では、パ
ソコン上の画像を圧縮す
る方法などの基盤技術に
ついては、原則的にすべ
ての企業に特許の利用を

許すことを求める。許諾
料金は業界の平均的な水
準以下に抑えることも打
ち出す。

ソフトウェアや情報を記録した記録媒体などの保護に関し、

① そもそもなるべく特許の保護対象とせず、特定の人に独占させない方がよい（著作権法などで保護すればよい）、

② 特許の対象として認めるが、権利の行使（差し止めなど）は認めにくくすることで特許権者と第三者との調整を図る、

③ 特許の対象として認め、権利行使も最大限認めることで、ソフトウェア開発者（発明者）の利益を最大限守る、

などの政策が考えられるが、ソフトウェアをどのように保護するのがよいか、以下の観点を踏まえながら貴方の考えをまとめてください。

(ア) 特許法第1条（目的）の観点

(イ) 憲法第29条（財産権）の観点

以上

添付資料：

① 特許出願公告平5－57595号公報

② H11.5.26 東京高裁 平成09(行ケ)206 特許権 行政訴訟事件の判決文